

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学院設置基準の一部を改正する省令

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条(第二項及び第四項を除く。)の規定を準用する。

この場合において、同条第二十八條第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五條第一項において「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を」と、同条第三十條第一項中「第三十一條第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五條において準用する第三十一條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五條において読み替えて準用する第三十條第一項」と、「第二十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同条第十五條において読み替えて準用する第二十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同条第三十條の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同条第三十一條第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条(第二項及び第四項を除く。)の規定を準用する。

この場合において、第二十八條第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五條第一項において「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を」と、第三十條第一項中「第三十一條第一項及び第二項」とあるのは「第三十一條第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十條の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、第三十一條第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第十八条 大学院は、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第三十条第一項の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(同条第一項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

第十八条 削除

第三十三条第三項及び第三十九条第三項中「同省令」を「同令」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。